

**令和 8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

関西圏の消費者等に向け、本県の特産品の販売を主として、本県の魅力をまるごと関西に持ち込んだアンテナショップを期間限定で出店することにより、本県の魅力を広く発信し、更に消費者動向を調査することで、今後の関西圏における特産品の販売拡大や効果的な観光誘客につなげるもの。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 業務名 | 令和 8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和 8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和 9（2027）年 3 月 31 日（水）まで |
| (4) 委託料上限額 | 8,809,506 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20
栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班
電話 028-623-3307
電子メール tochimarushop@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 本プロポーザル実施に係る公告開始日から 4 に記載するプロポーザル審査実施日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当するものでないこと。
- (6) 4 に記載するプロポーザル審査実施日まで納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- (7) 地方公共団体からの観光及び特産振興に係る業務の受注実績があり、確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8（2026）年4月14日（火）
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8（2026）年4月17日（金）17時必着
ウ 質問に対する回答	令和8（2026）年4月22日（水）予定
エ 参加表明書の提出期限	令和8（2026）年4月24日（金）17時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8（2026）年5月20日（水）12時必着
カ プロポーザル審査（書面）実施	令和8（2026）年5月22日（金）予定
キ 選定結果の通知・公表	令和8（2026）年5月下旬予定

(2) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間	令和8（2026）年4月17日（金）17時必着
イ 質疑方法	電子メールにより2(5)に提出すること。
ウ 回答期日	令和8（2026）年4月22日（水）予定
エ 回答方法	回答は以下の栃木県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書兼確認書（別記様式2）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限	令和8（2026）年4月24日（金）17時必着 （提出期限後に到着した書類は無効とする。）
--------	--

イ 提出場所 2(5)

ウ 提出方法 持参（平日の9時から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年5月11日（月）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4判横用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税、合計額を明記）

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、印刷したもの2部（正本1部、副本1部）及び副本の電子データ（DVD等のメディアに保存すること。）とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

企画提案書及び見積書について、評価基準に基づいて、県が別に定める委員により組織された選定委員会の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、5(2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行った結果、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定することができることとする。

エ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称及び選定方法について栃木県ホームページに公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払については、原則、精算払とする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合は、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。電子契約の締結に当たっては、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

別紙

令和8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務委託

評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（6名）が採点する。
- 2 評価項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各委員の評価点数を決定する。
- 3 全企画提案者ごとに、全選定委員がつけた評価点の中で最高点及び最低点を除いた平均点を算出し、最も高かった者を契約候補者とする。なお、平均点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- 4 各選定委員による評価の合計の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

区分	評価項目		配点
1 業務内容の理解度	(1)	業務目的、業務内容を十分に理解し、独創性のあるコンセプトによる提案となっているか。	10
2 企画提案の優位性	(2)	県産品の販売促進や観光誘客に効果的な提案か。	20
	(3)	商品選定について具体的な提案があるか。	10
	(4)	冬期観光誘客促進のための観光PRの内容が本県への来訪意欲向上に効果的な内容となっているか。	10
	(5)	来店促進及び認知向上の取組が具体的かつ魅力的なものとなっているか。	10
	(6)	店舗装飾や販売促進の取組が具体的かつ魅力的なものとなっているか。	10
3 企画提案の実現可能性	(7)	効果的な広報の方法が提案されているか。	10
	(8)	実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。	10
	(9)	類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5
	(10)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計			100

(選定委員)

選定委員は、次の6名とする。

所属	職名	備考
栃木県産業労働観光部	参事	委員長
栃木県産業労働観光部観光交流課	課長	副委員長
栃木県産業労働観光部観光交流課	班長(観光プロモーション班)	
栃木県産業労働観光部観光交流課	課長補佐(総括)	
栃木県産業労働観光部産業政策課	副主幹(次世代産業推進室フードバレーチーム)	
栃木県東京事務所大阪分室 (栃木県大阪センター)	分室長(センター長)	